

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 和7年大市教委第1691号に関する部会会議 議事要旨

1 日 時

令和7年11月10日（月曜日） 9時30分から11時30分まで

2 場 所

大阪市役所7階 市会第3委員会室

3 出席者

<委員>

宮光宗司部会長、柳本千恵部会長代理、山下晃一委員、吉田朝香委員
(委員五十音順)

<大阪市教育委員会>

総務部長、連絡調整担当課長、総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について
- (3) その他

5 議 事

(連絡調整担当課長)

ただいまから「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和7年大市教委第1691号に関する部会第1回会議」を開催いたします。

本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この第三者委員会は、本市の「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。

本部会につきましては、令和7年10月14日付けで教育委員会から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付けで第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。

本日は、本部会の第1回の会議となりますが、まず、部会委員の皆様をご紹介させていただいたのち、本部会の運営要綱の策定についてご議論いただきます。

その後、本事案の調査審議計画や調査手法等についてご議論いただく予定としておりま

す。

なお、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うこととなりますが、資料7の「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、本部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。

そのため、本日の会議におきましても、委員の皆様のご判断に基づき、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。

それでは、部会長をはじめ、委員の皆様のお名前を御紹介させていただきます。

宮光宗司部会長です。柳本千恵委員です。山下晃一委員です。吉田朝香委員です。

なお、本部会の部会長につきましては、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第6条第3項の規定に基づき、令和7年10月14日付けで、第三者委員会の曾我智史委員長により、宮光宗司委員が指名されておりますので、この場でご報告申し上げます。

また、部会長代理につきましては、あらかじめ宮光部会長により柳本委員が指名されておりますことを併せて御報告申し上げます。

続きまして、会議の開催にあたり、総務部長より御挨拶を申し上げます。

(総務部長)

みなさんおはようございます。

教育委員会事務局総務部長の松田でございます。

ご多用の折、令和7年大市教委第1691号部会の第1回会議にご出席賜りまして、ありがとうございます。日頃から第三者委員会、委員としてご尽力いただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

大阪市教育委員会におきましては、平成27年8月に策定いたしました大阪市いじめ対策基本方針を、令和3年4月に一部改正をいたしまして、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態が発生した際には、第三者委員会によりまず初動調査を行っていただくこととしております。

子どもたちの教育環境を安全・安心なものとし、健全に成長できる学校生活を保障することこそが、本市の教育にとっても第一の基本となりますところ、今般、当時中学2年生の生徒が転校を余儀なくされまして、いじめ重大事態となったことを非常に残念で、また大変申し訳ないという思いでございます。今回の事案につきましても、すでに初動調査を実施いただいたところでございますが、被害生徒及び保護者の方から詳細調査実施のご希望がございましたことから、本部会を設置いただくことになったものでございます。皆様方の専門的な見地からのご意見を賜りまして、調査審議をいただきます事案への対応はもちろんのこと、今後、学校及び教育委員会の対応につきましても、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(連絡調整担当課長)

ありがとうございました。

それでは議事に移ってまいります。

本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第6条第4項により部会長が行うものと定めております。

それでは、恐れ入りますが、議事の進行の前に、宮光部会長から一言お願いいたします。

(宮光部会長)

みなさんおはようございます。

部会長を務めます宮光と申します。よろしくをお願いいたします。

私も、いじめ調査事案というものには相応に携わってはいるのですが、どの事案におきましても、もちろん、そもそもいじめがあったのかどうか、どういう事実関係があったのか、ということ进行调查して確定していく作業にはなるのですが、やはりこの種の事案では、そもそもの人間関係であるとか、遡ってどういう経緯があったのか、そのあたりからしっかり調査することで、その事案の背景であるとか、いじめと認められるものが客観的に見た程度の問題があった場合にも、背景事情を探ればやはりこれは程度が違うんだとか、そういう事案は相応にあるものだと思っていますので、やはりそのあたりの背景事情や人間関係からしっかりこれを解き起こして調査するのが必須だと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

(連絡調整担当課長)

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行は宮光部会長にお願いしたいと存じます。

(宮光部会長)

それでは審議に入りたいと思います。

まずは、議題(1)の「運営要綱の策定について」ですが、これまでに設置された部会の運営要綱を参考に、事務局において案を作成しているようですので説明をお願いします。

(総務課長代理)

本部会の運営要綱案を御説明いたします。資料5を御覧ください。

これまでに設置された部会の運営要綱と、基本的に同じ内容で作成しております。

まず、第1条におきまして、本要綱の趣旨を定めています。

次に、第2条におきまして、大阪市教育委員会からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めています。

第3条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めています。

第4条では会議の招集に関する手続について定めています。

第5条では会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合、及び、その場合に必要の手続について定めています。

第6条では議事の進行について、第7条で関係者の出席、第8条で調査の実施、第9条で議事録の作成について定めています。

第10条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしています。

第11条では、委員の守秘義務を規定しています。

第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しています。

第13条では、本要綱に定めること以外に、部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めています。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(宮光部会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からは、先ほどの御説明のありました運営要綱案について御質問等はありませんでしょうか。

(委員) ございません。

(宮光部会長)

特に異議等がないようですので、事務局から示されております運営要綱(案)を採択して、本部会の運営要綱といたします。

今採択した運営要綱の中に部会の公開についての規定がありましたが、全部会共通の傍聴要領についても、事務局から簡単に説明願えますでしょうか。

(総務課長代理)

本委員会の傍聴要領について御説明いたします。資料6を御覧ください。

先ほど策定いただきました運営要綱第5条におきまして、本部会は個人情報を取り扱う場合を除き、原則公開することとしております。

資料6の傍聴要領は一定のルールの下で市民の皆様にも傍聴していただくというもので、第1項において傍聴に当たっての手続、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。

簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

(宮光部会長)

ありがとうございました。

それでは、議題(2)の「調査審議計画及び調査手法の検討について」に進み、調査対象事案の審議に入ってまいりたいと思います。

まずは、今後の調査審議計画について議論していきたいと考えますが、本件事案の内容を踏まえて検討することになりますので、資料7「審議会等の設置及び運営に関する指針」の2ページ、第7の1(1)のAに該当するものと考えます。

よって、ただいまより、本部会の会議を非公開の扱いにさせていただきたいと考えますが、ご異議などございましたら挙手をお願いいたします。

ご異議がないということですので、以降の審議については非公開といたします。

〈 総務部長 退出 〉

- ・ 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- ・ 今後のスケジュールについて検討を行った。